

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成28年
10月25日
(火曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………一

保安林の指定(森林整備課)……………一

公有水面の埋立ての免許の届出(港湾課)……………二

○公告

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………五

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)……………五



山口県告示第三百三十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年十月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
まえば小児科クリニック	山口市小郡下郷七九七の八	平成二八、八、三一
ノリス工歯科医院	岩国市今津町三丁目一番三五号	〃 〃 一六
セガミ薬局太華店	周南市桜木三丁目一番二四号	〃 〃 三一

山口県告示第三百三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まえば小児科クリニック	山口市小郡下郷七九七の八	平成二八、九、一〇
萩市国民健康保険田万川診療所	萩市大字下田万一〇三六	〃 〃 〃
さんふらわあクリニック	下松市琴平町二丁目一番二号	〃 〃 〃
ひだまり歯科医院	周南市大字久米二九一五の二	〃 〃 〃
ココカラファイン薬局周南久米店	〃 〃 二九二一の四	〃 〃 〃

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社ともにあ	光市光井四丁目三番二二号	訪問看護ステーションつむぎ	平成二八、八、一

山口県告示第三百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十八年十月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林の所在場所
 - 下関市豊田町大字李路字下風一六三、字下なぎ一六七の三、字夏木原一六八、字大畠一五九四
- 二 指定の目的
 - 水源の涵養
- 三 指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

萩市大字椿東字鳥越七の二、二六〇の二、二六〇の八、大字鈴野川字免敷七二五、字大平七二九、七二九の一、七三〇、二八九四、字桜ヶ平七三二、七三三の一、字西平七三二、七三四、字せり田北側七三六の一、字古屋敷二九〇二から二九〇四まで、二九〇六の二、字世利田二九一七の二、二九一八、二九二一の一、二九二二の二

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百三十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第一条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許の申請があつた。

同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成二十八年十月二十五日から同年十一月十四日までの間、山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及

び上関町役場において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十五日

室津港湾管理者

山口県

山口県知事 村岡 嗣 政

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一区

熊毛郡上関町大字室津字西町六六八の二に沿接する道路から同字一七八五の三に至る土地の地先公有水面

2 第二区

熊毛郡上関町大字室津字本町八三九の七から同大字字西町六七一の二〇に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一区

次の1の地点から11の地点までを順次結ぶ平成二十八年春分の満潮位(D.L. + 二・五メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線、11の地点と12の地点を結ぶ昭和四十四年十月十七日付け指令港湾第六七二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 三・二七メートル)、12の地点から31の地点までを順次結んだ線、31の地点から一〇一度〇二分三秒六五・四五メートルの地点を中心とする半径六五・四五メートルの円で31の地点と32の地点を結ぶ西側の円弧及び1の地点と32の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二区

次の33の地点から50の地点までを順次結ぶ昭和四十三年十二月二十七日付け指令港湾第一四九六号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 三・二七メートル)、50の地点から66の地点までを順次結んだ線及び33の地点と66の地点を結ぶ平成三年一月十六日付け指令港湾第七四四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 二・八四メートル)に囲まれた区域

1の地点 熊毛郡上関町大字長島字殿後の上関四等三角点(北緯三三度四九分四

四・一四八秒東経一三三度〇六分五三・一七二秒)(以下「基準点」という。)から一一度一八分一五秒八八三・八四メートルの地点

35の地点	34の地点	33の地点	32の地点	31の地点	30の地点	29の地点	28の地点	27の地点	26の地点	25の地点	24の地点	23の地点	22の地点	21の地点	20の地点	19の地点	18の地点	17の地点	16の地点	15の地点	14の地点	13の地点	12の地点	11の地点	10の地点	9の地点	8の地点	7の地点	6の地点	5の地点	4の地点	3の地点	2の地点	1の地点
34の地点から三四七度四六分〇六秒二・八七メートルの地点	33の地点から〇度〇四分一六秒二・四二メートルの地点	基準点から一七度三九分〇五秒七八七・五二メートルの地点	31の地点から一八三度〇三分一〇秒一八・一六メートルの地点	30の地点から一九二度三七分一三秒三・七四メートルの地点	29の地点から一九六度一六分〇六秒五・三九メートルの地点	28の地点から二〇〇度〇四分二三秒五・三三メートルの地点	27の地点から二〇三度一八分四〇秒五・二八メートルの地点	26の地点から二〇五度五八分一八秒五・二二メートルの地点	25の地点から二〇八度三三分四三秒八・二八メートルの地点	24の地点から一九九度四分一〇秒〇・八〇メートルの地点	23の地点から二〇度〇五分四六秒三・五〇メートルの地点	22の地点から三〇〇度二〇分五七秒〇・八〇メートルの地点	21の地点から二〇度四四分三〇秒六・八一メートルの地点	20の地点から二〇度五五分一二秒三二・七七メートルの地点	19の地点から二〇度五五分三七秒〇・八〇メートルの地点	18の地点から二〇度五四分三七秒三・五〇メートルの地点	17の地点から三〇〇度五三分二四秒〇・八〇メートルの地点	16の地点から二〇度五五分一二秒七・六四メートルの地点	15の地点から二〇度四九分九秒七・八九メートルの地点	14の地点から二〇度四九分九秒七・八九メートルの地点	13の地点から二〇度四九分九秒七・八九メートルの地点	12の地点から二〇度四九分九秒七・八九メートルの地点	11の地点から二〇度四九分九秒七・八九メートルの地点	10の地点から二〇度四九分九秒七・八九メートルの地点	9の地点から二〇度四九分九秒七・八九メートルの地点	8の地点から二〇度四九分九秒七・八九メートルの地点	7の地点から二〇度四九分九秒七・八九メートルの地点	6の地点から二〇度四九分九秒七・八九メートルの地点	5の地点から二〇度四九分九秒七・八九メートルの地点	4の地点から二〇度四九分九秒七・八九メートルの地点	3の地点から二〇度四九分九秒七・八九メートルの地点	2の地点から二〇度四九分九秒七・八九メートルの地点	1の地点から二〇度四九分九秒七・八九メートルの地点	

(三)

1 第一区

一、五九三・二七平方メートル

面積

66の地点	65の地点	64の地点	63の地点	62の地点	61の地点	60の地点	59の地点	58の地点	57の地点	56の地点	55の地点	54の地点	53の地点	52の地点	51の地点	50の地点	49の地点	48の地点	47の地点	46の地点	45の地点	44の地点	43の地点	42の地点	41の地点	40の地点	39の地点	38の地点	37の地点	36の地点
65の地点から一六二度〇一分一六秒〇・九一メートルの地点	64の地点から一五八度二四分五三秒四・四八メートルの地点	63の地点から一五四度〇七分〇〇秒九・二五メートルの地点	62の地点から一五〇度一九分三一秒九・六一メートルの地点	61の地点から一四八度五三分三秒六・二四メートルの地点	60の地点から一四七度二一分三秒五・八五メートルの地点	59の地点から一四七度二三分三秒〇・六八メートルの地点	58の地点から一四七度二〇分五二秒一・七〇メートルの地点	57の地点から一三七度一九分一五秒〇・六八メートルの地点	56の地点から一四七度二〇分五七秒二・四五メートルの地点	55の地点から一四七度二四分〇九秒〇・八〇メートルの地点	54の地点から一四七度二〇分五二秒一・七〇メートルの地点	53の地点から一三七度二一分五〇秒〇・八〇メートルの地点	52の地点から一四七度二一分二秒一・九九メートルの地点	51の地点から一四七度四分〇二秒一〇・一八メートルの地点	50の地点から一四九度〇九分五一秒五・六九メートルの地点	49の地点から一五九度二九分四一秒二・七九メートルの地点	48の地点から一八五度〇五分〇九秒〇・八六メートルの地点	47の地点から一三七度五五分四二秒二・五八メートルの地点	46の地点から一三七度五五分四二秒二・五八メートルの地点	45の地点から一三七度五五分四二秒二・五八メートルの地点	44の地点から一三五度四二分一五秒二・四一メートルの地点	43の地点から一三〇度〇一分三四秒一〇・〇五メートルの地点	42の地点から一三五度三六分四〇秒三・四八メートルの地点	41の地点から一三四度三六分一四秒三・〇七メートルの地点	40の地点から一五五度〇〇分〇九秒三・五〇メートルの地点	39の地点から一八度一九分四四秒四・五七メートルの地点	38の地点から一八度一九分四四秒四・五七メートルの地点	37の地点から一三一度〇七分一七秒四・〇一メートルの地点	36の地点から一三六度二七分〇四秒三・〇四メートルの地点	35の地点から一三五度三四分一七秒三・四一メートルの地点

2 第二区

八四六・九五平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

熊毛郡上関町大字室津字瀬戸町九〇四の一〇、同大字字築出町八六九の五、同大字字本町八三九の六から八三九の八まで、同大字字西町六七一の一九から六七一の二一まで、一七八五の一から一七八五の三まで及び一七八五の二九、同大字字立畠五五〇の一〇から五五〇の一二まで、同大字字福田五四九の二一並びに同大字字西町六六八の六から同字六五九の八までに沿接する道路地内並びに同大字字瀬戸町九〇四の一から同大字字福田五四九の二一に至る土地の地先

(二) 区域

次の①の地点から④⑥の地点までを順次結んだ線及び①の地点と④⑥の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から一八度五九分一四秒七〇九・二五メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から八度〇九分四三秒八一・一七メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三四八度三六分三三秒七・二八メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三二七度二六分二一秒七・八四メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三二〇度一七分三八秒一七・九八メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三〇九度三二分四六秒一四・二〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三四二度二五分〇二秒三五・五七メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三二七度五五分五秒一七・〇八メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二五九度二一分三二秒四七・〇〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から三二六度三九分二秒六・五二メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一五度一五分四四秒一・七一メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一度〇八分〇七秒七・二二メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から六度一三分二秒九・二二メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から六七度三五分一一秒一・二二メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から三三八度四一分四四秒五・九三メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から七二度〇五分二〇秒一七・一二メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から二八度三五分五八秒七・八七メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から二七度四五分〇九秒一〇・三四メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から二七度五七分五一秒三〇・〇四メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から二八度三八分一三秒九・四八メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から三一度三八分四二秒二〇・二六メートルの地点

三 埋立地の用途

(二) 面積
六八、二七五・二二平方メートル

- ②②の地点 ②①の地点から三〇度四七分二五秒一五・九〇メートルの地点
- ②③の地点 ②②の地点から三三度一二分二四秒一七・二三メートルの地点
- ②④の地点 ②③の地点から三八度一四分〇二秒〇・二九メートルの地点
- ②⑤の地点 ②④の地点から三七度二七分四九秒八・〇九メートルの地点
- ②⑥の地点 ②⑤の地点から三五度五七分五九秒四・六三メートルの地点
- ②⑦の地点 ②⑥の地点から二度二四分〇〇秒四・九九メートルの地点
- ②⑧の地点 ②⑦の地点から三三度四八分二九秒三五・八〇メートルの地点
- ②⑨の地点 ②⑧の地点から三〇六度〇〇分一五秒七・〇七メートルの地点
- ③①の地点 ②⑨の地点から六一度〇四分四六秒四六・〇五メートルの地点
- ③②の地点 ③①の地点から二一度一七分二八秒九・二二メートルの地点
- ③③の地点 ③②の地点から七三度四五分〇四秒三五・二三メートルの地点
- ③④の地点 ③③の地点から三五〇度四〇分五六秒八・一四メートルの地点
- ③⑤の地点 ③④の地点から二四七度二五分一五秒一五・〇七メートルの地点
- ③⑥の地点 ③⑤の地点から二五二度三七分三六秒一九・八二メートルの地点
- ③⑦の地点 ③⑥の地点から二四四度〇〇分四〇秒五・六九メートルの地点
- ③⑧の地点 ③⑦の地点から一五三度四三分五〇秒七・〇二メートルの地点
- ③⑨の地点 ③⑧の地点から二四三度一九分二五秒六七・六四メートルの地点
- ④①の地点 ③⑨の地点から二九九度〇三分〇九秒九六・七六メートルの地点
- ④②の地点 ④①の地点から二〇九度〇三分一一秒二〇〇・〇〇メートルの地点
- ④③の地点 ④②の地点から一七九度五六分〇七秒二八八・〇〇メートルの地点
- ④④の地点 ④③の地点から九八度一三分三四秒一〇〇・〇〇メートルの地点
- ④⑤の地点 ④④の地点から八度〇一分一七秒二二〇・〇〇メートルの地点
- ④⑥の地点 ④⑤の地点から九八度一〇分五〇秒六八・四〇メートルの地点
- ④⑦の地点 ④⑥の地点から一八七度四七分三三秒九・六二メートルの地点

用途	配置	規模
道路用地	埋立地の東側に配置	約一、八六五平方メートル
防災施設用地	埋立地の西側に配置	約五七五平方メートル

四 出願人

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 村岡 嗣政

五 出願の年月日

平成二十八年九月二十一日



(四三〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十八年十月二十五日から平成二十九年二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク長府中土居店

所在地 下関市長府中土居本町五九〇

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社NTT西日本ア
住所 大阪市中央区今橋二丁目五番八号
代表者の氏名 永見 信之

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	久永 英久
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	下関市王喜本町二丁目一六番二〇号

四 届出年月日

平成二十八年十月十三日
変更年月日
平成二十七年七月一日

山口県知事 村岡 嗣政

(四三一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年六月十四日山口県公告(二四六)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。
当該意見は、平成二十八年十月二十五日から同年十一月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス長府店

所在地 下関市長府才川一丁目六三三の四

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求める。

(四三二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年六月十四日山口県公告(二四七)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。
当該意見は、平成二十八年十月二十五日から同年十一月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグストアモリ防府国衙店

所在地 防府市国衙四丁目二五八の一

二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項等について配慮を求め

(四三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年六月十四日山口県公告(二四八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十月二十五日から同年十一月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供し

平成二十八年十月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームプラザフコ小野田店新館

所在地 山陽小野田市日の出二丁目一〇番一〇号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。